

汚染土壌対策フロー図（参考）

<p>撤去・建設範囲</p> <p>汚染土壌 仮置き範囲</p>	<p>【ステップ①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残置物撤去範囲をメッシュのD列中央を含んで西側の赤枠の範囲（撤去・建設範囲）とする。また、ごみ中継施設についてもこの撤去・建設範囲に配置するものとする。 ・撤去・建設範囲の汚染土壌の仮置き範囲をメッシュのD列右側を含んで東側の青枠の範囲（汚染土壌仮置き範囲）とする。
<p>土対法第14条申請区域 （汚染区画のみ）</p> <p>土対法第14条 申請区域（全域）</p>	<p>【ステップ②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去・建設範囲、汚染土壌仮置き範囲共に、土対法第14条の申請により、形質変更時要届出区域として区域指定を行う。 ・撤去・建設範囲の申請区域は、土壤汚染状況調査（自主調査）により、汚染が判明した区画とする。ただし、残置物下に汚染がある区画は掘削影響範囲を考慮する必要がある。 ・汚染土壌仮置き範囲の申請区域は、汚染土壌の仮置きヤード確保のため、全域とする。
<p>健全土仮置き場 （例：組合職員駐車場）</p> <p>汚染土壌仮置き</p>	<p>【ステップ③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土対法第12条の届出を区域指定後に行うと共に、土対法第16条の届出を行った上で鉛、六価クロムに汚染された4区画の土壌は掘削、除去により処分とし、砒素に汚染された土壌は汚染土壌仮置き範囲に運搬・仮置きする。 ・汚染土壌の仮置きは、現地盤に敷き鉄板等の浸透防止対策を行った上で、仮置き土にはシート養生等を行い、雨水による汚染の流出対策を講じること。 ・また、汚染土壌上層の健全土については健全土仮置き場（例：組合職員駐車場）に運搬、仮置きする。

	<p>【ステップ④】</p> <ul style="list-style-type: none"> 撤去・建設範囲の汚染土壌の仮置き完了後、残置物の撤去を行う。 撤去・建設範囲の残置物撤去時に発生する掘削土は、健全土仮置き場（例：組合職員駐車場）に仮置きする。 <p>※健全土には以下の2種類があり、仮置きは分けて仮置きする必要がある。</p> <p>場内土：汚染区画以外の土壌で、調査を行っていない土壌</p> <p>認定土壌：調査により汚染が無いことが確認された土壌</p>
	<p>【ステップ⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 撤去・建設範囲の残置物撤去後、ごみ中継施設の配置場所以外に、汚染土壌仮置き範囲に仮置きした汚染土壌の埋戻しを行う。 ごみ中継施設及びスロープの支持杭打設範囲は、健全土（購入土含む）にて埋戻しを行う。 汚染土壌の埋戻しの範囲は、表層に汚染土が露出しないよう、健全土：50cm以上、コンクリート：10cm以上、アスファルト舗装：3cm以上などで覆うことで汚染の拡大を防止する。
	<p>【ステップ⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> 撤去・建設範囲への汚染土壌の埋め戻しが完了したら、汚染土壌仮置き範囲の残置物の撤去を行う。